

2016年12月3日 日本海洋政策学会 第8回年次大会 パネルディスカッション
太平島 (2015年4月23日)

海のフロンティアを拓く
日本型総合的管理の将来像



ポスト南シナ海仲裁の 国境離島管理政策

中部大学 国際関係学部 加々美康彦

2016年7月12日 南シナ海仲裁裁定(比対中): 島定義関連部分の要約

裁定は紛争当事国のみを拘束 (島/岩は) ケース・バイ・ケースで評価 (§ 546)

国連海洋法条約 第121条 「島の制度」

- 1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
- 2 略

3 **人間の居住 又は 独自の経済的生活を 維持することのできない**
岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

1項の基準を満たす島のうち

陸地の大小に関係なく、
 1項の条件を満たせば
 「高潮時地形」。その中で、
 右の3項の基準を満たせば
 「完全な権原のある島」、
 さもなくば「岩」でEEZ/CS無

3項は、深海底の侵食・
 海洋空間の不均衡な配分
 を防止するための規定

人間の居住	そこを故郷とする人民の安定した共同体による一過性ではない居住
又は	一方のみで足りるが、通常は、上記の居住がある場合にのみ独自の経済的生活が維持可能
独自の経済的生活	上記居住と連結、住民の生活と生計を意味。地形(含・周辺海域・海底)起源の活動。外部支援完全依存、他所住民の利益のための採集活動は、「独自」のものとはならない
維持することのできない	改変前の自然条件での収容力(capacity)を客観的に評価。「水・食糧・不定期間生活可の避難所の存在」を物理的証拠から判断、ボーダーラインの地形は歴史的証拠を加味し判断

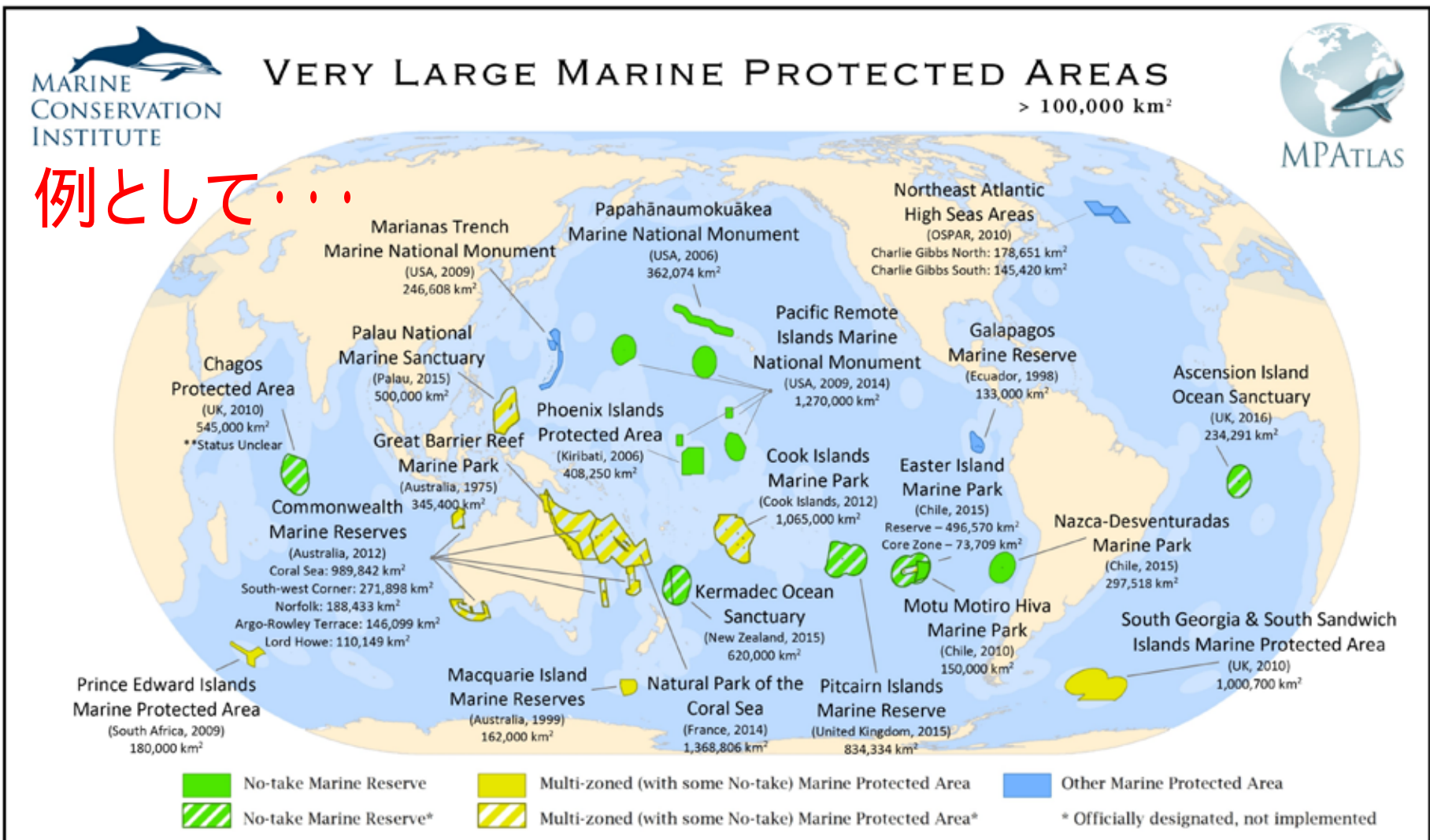
故郷として定住する人々が、自分たちの利益のために、その陸上や領海内で、専ら採集的ではない経済活動を長期に維持できる収容力を自然状態で有する高潮時地形にEEZ/CS付与

仲裁以前にEEZ/大陸棚をfinal and bindingなものとして確保した「岩」の問題などの他にも・・・

詳細は拙稿(国際法学会エキスパート・コメント No.2016-10)参照: <http://www.jsil.jp/expert/20161116.html>

既に「島/岩」を基点に展開する海洋環境保全施策と整合可能？

例として・・・



愛知目標(CBD/COP10): ...沿岸域及び海域の10%、特に生物多様性...に重要な地域が...効果的、衡平に管理され...生態学的に代表的な...保護地域...とする手段を通じて保全

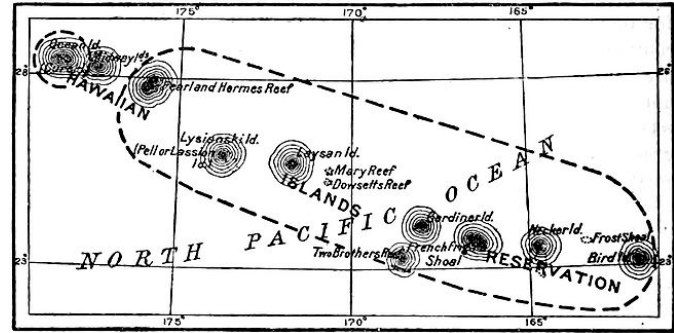


北西ハワイ諸島(無人島)100年の管理史

より詳細は、拙稿「北西ハワイ諸島における海洋保護区の系譜-海洋法条約第121条の解釈と実際」、松井芳郎ほか編『21世紀の国際法と海洋法の課題(田中則夫先生追悼論集)』(東信堂、2016年)、301-37頁

MPAによる

- 1900年代 * **ハワイ諸島リザーブ**: 海鳥濫獲防止・養育地保全区域
- 1940年代 * **ハワイ諸島国立野生動物避難区**: 野生生物の採捕や場所の占有禁止
- 1960年代 * **自然調査区域**: 教育・科学目的の保護区
- 1970年代 * 200海里漁業保存水域(FCZ)設定
- 1980年代 * IMOにおいて**避航水域(ATBA)**に指定



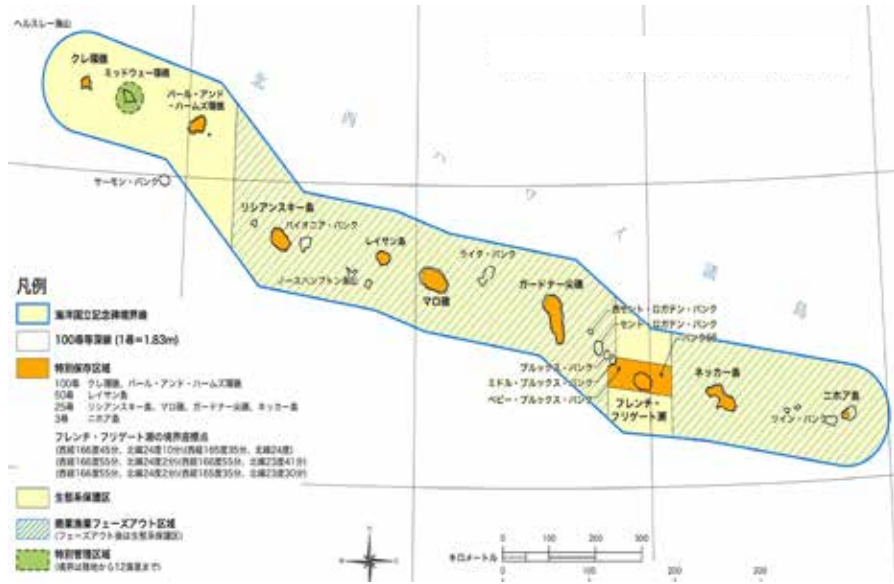
ハワイ諸島リザーブ(1909年大統領令)

国連海洋法条約採択

- 1990年代 * **保護種水域**: 延縄漁具によるカジキマグロ等浮魚の漁業禁止

生物多様性条約採択

- 2000年代 * 海洋保護区大統領令/同国初MPA定義/既存MPAの拡大・強化方針
- * **北西ハワイ諸島サンゴ礁生態系リザーブ**: サンゴ礁・関連海洋資源保護
先住民の文化に配慮
- * **パパハナウモクアケア海洋国立記念碑**: 全域で禁漁・採集活動禁止。
世界最大のMPA(全10島の周辺海域半径50海里)
- * **管理計画(15年計画)策定** * **キリバスのMPAと姉妹協定締結**
- 2010年代 * **世界遺産(複合遺産)登録**
- * **パパハナウモクアケア海洋国立記念碑の境界をほぼEEZ全域に拡大**



パパハナウモクアケア海洋国立記念碑
(2016年8月26日、保護区の境界拡大)

- * 1世紀にわたる (MPA)管理の歴史
- * 200海里設定後は漁業資源・環境保護の管理措置を強化、施設建設などはせず
- * 多種多様で重層的な保護区による管理
- * 友好国との(MPA管理の)姉妹協定締結
- * IMOのATBA指定、世界(複合)遺産登録など国際機関を通じた管理施策の国際化
- * 管理計画(15年計画)でランドデザイン



一例として、沖ノ鳥島
上) 低潮線保全区域
左) 栈橋

- * 200海里水域設定後に実質的管理開始
- * 護岸工事、利活用拠点を目指す施設建設
- * 海洋基本計画で盛り込まれたMPA設定をはじめ、環境管理はほぼ手つかず
- * 低潮線保全法に基づく区域指定のみ
- * 友好国(パラオ)は沖ノ鳥島EEZに好意的。島北方SKB南東部の延長大陸棚獲得も、南方KPR海域は中韓の横槍で勧告先送り
- * 沖ノ鳥島プロパーの管理計画、未だなし

ポスト南シナ海仲裁の国境離島管理政策

- * 諸国は仲裁の「島/岩基準」を直ちには受け入れないだろうが、今後の判例動向には要注意
- * 今日、ABNJの増加が、直ちに国際社会の利益となるわけではない (cf. IUU, BBNJ討議動向)
ABNJの下では期待し得ない水準での、国際社会の利益ともなり得る環境保護/管理施策の「用意」を進めておくべき **<今は予断を与えるような目立った行動をとる時期ではない>**
- * 国境離島において、沿岸国としてのプレゼンスを高めうる施策はと何か、吟味すべきである。
そのためにも **<今一度、2009年の「基本方針」に立ち返り、再検討する時期に来ている>**

2009年 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針

< 離島の管理施策 >

- * 国際社会への貢献を念頭
- * 特にEEZ基点離島につき:

- (1) 物理的な島の管理
- (2) 開発活動可能性模索
- (3) 自然環境保護
伝統継承、周知
- (4) 府省連携

- (1) EEZ根拠離島と周辺海域の
* 状況把握 * 監視強化 * 損壊行為規制

- (2) 活動拠点離島と周辺海域の
* 海洋資源開発支援 * 海上安全確保
* 遠隔離島を活動拠点として整備

- (3) 環境形成離島と周辺海域の
* 状況把握 * 海洋保護区設定推進
* 離島の歴史伝統継承

(1)は継続実施、(2)は実施抑制、(3)は用意(測量、現地調査、科学的調査などの推進)を